

議 案 名	市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
制 定 趣 旨	富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、期末手当の支給月数（割合）を0.15月分引き上げるものです。												
制 定 内 容	<p>1 第1条関係（市長及び副市長の給与等に関する条例） 期末手当の支給月数（割合）を変更するものです。</p> <table border="1" data-bbox="478 1048 1406 1270"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 期末手当</td> <td>1.925月</td> <td>1.925月</td> <td>3.85月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度以降 期末手当</td> <td><u>2.0月</u></td> <td><u>2.0月</u></td> <td><u>4.0月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第2条関係（富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例） 期末手当の支給月数（割合）を変更するものです。</p> <p>内容は、第1条関係と同様です。</p>	区分	6月期	12月期	合計月数	令和5年度 期末手当	1.925月	1.925月	3.85月	令和6年度以降 期末手当	<u>2.0月</u>	<u>2.0月</u>	<u>4.0月</u>
区分	6月期	12月期	合計月数										
令和5年度 期末手当	1.925月	1.925月	3.85月										
令和6年度以降 期末手当	<u>2.0月</u>	<u>2.0月</u>	<u>4.0月</u>										
施 行 日	令和6年4月1日												

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の192.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第2条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の192.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>